

巻頭言

「要約筆記の利用について」

理事長 新谷 友良

平成 26 年度になって、東京都の広域的な意思疎通支援事業が始まっています。具体的には、いろいろな区市からの参加者がある協会などの障害団体主催の集まり、行事に対して手話通訳・要約筆記者の派遣が東京都の事業として始められています。

以前は、私たち協会の理事会や専門部の集まりに東京都の事業として要約筆記者の派遣が「団体派遣」という名前で行われていました。それが障害者自立支援法の成立で、「手話通訳・要約筆記者の派遣は区市町村の事業だ！」ということになり、東京都は「団体派遣」を止めてしまいました。

ろう者の集まりと違って私たち中途失聴・難聴者のコミュニケーション手段はまちまちです。そのため私たちの普段着の集まりでは、少々の行き違いがあっても構わないと覚悟して、手話や筆談でコミュニケーションをとることが多いですが、内容を間違いなく理解する必要のある集まりや行事では参加する人すべてが理解できる方法として要約筆記を利用してきました。というより、要約筆記はそのような集まりでの情報を保障する方法として生まれてきたといわれています。

協会で本格的な調査をしたことはないのですが、皆さんの要約筆記利用はどのような状態でしょうか？ 協会の「集い」や例会で、会場に準備されている要約筆記を利用した人は多いと思いますが、個人で要約筆記を依頼して使った経験のある人はそれほど多くないような印象です。要約筆記の派遣制度があるのを知っていても、病院の診察や高額の買い物など家族や友人の支援で解決している人が多いと思います。

その理由は様々なものが考えられます。要約筆記という特別なものを利用しなくても、見て分かる手段があればそれで用を足す、それでも分からなければ書いてもらう、という思いが考えられます。そして、私たち中途失聴・難聴者の心理として、少々分からない・不便なことがあっても仕方がない、我慢しようという気持ちも大きいと思います。要約筆記の制度を使うにはハードルがあります。個人的な生活のなかに知らない人が入ってくる抵抗感もあります。しかし、要約筆記を利用してみて、聞こえないがためにどれほど多くの情報を漏らしていたかを知るのは新鮮で大切な経験です。今は利用のハードルも以前ほど高くはなくなっています。